

1. 試技の流れと中断の定義

試技開始の判断は審査員・審判員の判定に従うこととなるが、よりこの判定を明確にするため試技の流れを定義する。なお、けん玉の各部の名称については、別紙1項参照のこと。

1-1 【試技の流れ】の定義

① 「準備動作」:

試技を開始する前の必要な動作（例：試技の位置取り、糸のよりを戻す、けん玉の保持などの動作）

② 「構え」:

試技を直ちに開始できる状態。一時的に体の動きを静止した体勢（静止時間の長短は問わない）

例：「ふりけん」で、手で玉を持たない場合でも、体の一時的静止体制が審判員に確認されれば、試技を直ちに開始できる状態であり、「構え」と見なす。あるいは準備動作が終了し、次項の予備動作あるいは本動作の準備が整った状態（体の動きは静止していなくてもよい）。

③ 「予備動作」:

本動作に連動する補助動作で本動作の一部と見なす。

例：「ふりけん」で、手で玉を持たない場合、糸を介して玉を前後に振ったり、沈み込んだりする動作は、本動作に連動する補助動作であり、「予備動作」一技の本動作の一部と見なす。

④ 「本動作」:

技を成功させるための必須の動作

例：「ふりけん」で、糸を介して玉を引く行為は、技を成功させるための必須の動作であり、「本動作」である。

⑤ 「終了」:

技の成功・失敗を判定した状態

例：「ふりけん」で、けん先で玉の穴を受けて、完全に玉の穴にけん先が入っている成功状態、又は玉の穴にけん先が入らずに落下した失敗状態で、審査員・審判員の『成功』又は『失敗』の合図があれば、これをもって、技は「終了」したと見なす。

※連続技の場合は、成功した単一技から次の単一技への基本的な移行は、

②「構え」→③「予備動作」→④「本動作」→⑤「終了」の繰り返しである。

1-2 【試技の開始】の定義

上記の「構え」からの「予備動作」の開始をもって、「試技の開始」とする。

まず、主審の『始め』の合図（＝試合開始）の前に予備動作を行った場合は、フライングとなる。

例：「ふりけん」で、手で玉を持たない場合、主審の『始め』の合図の前に、玉を前後に振り子運動させる「予備動作」を開始した場合は、フライングと見なす。

1-3 【試技の中断】の定義

上記の予備動作及び本動作において、技の一連の流れを止める動作をもって、「試技の中断」とする。

単一の技において試技開始後の中断はその後にやり直し、修正へつながる行為となるため違反行為と

見なす。連続技の場合は、成功した技から次の技へ移行の間の「構え」の静止は、中断とは見なさない。また、技を成功させるための一連の付随的な静止は、中断とは見なさない。なお、タイム競技については、「試技の中断」の判定は適用しないこととする。

2. 試技におけるルールの原則

2-1 技のルール

① ルールの大原則

- ・技は正しく行うこと。
- ・別の技を行ったり、別の技になった場合には、失敗とする。
- ・技を開始する時点で糸をけんや玉にからめてはならない。

注1) 試技（連続技の場合はその連続する技全て）の途中で糸がけん玉に「からんだり」「結び目」ができた場合は、その試技の終了までそのまま試技を継続することができる。

注2) タイム競技中に糸がけん玉に「からんだまま」次の技に移行した場合は、“糸の長さを変えて競技した”“糸の出ている場所を変えて競技した”（検査合格となったけん玉の性能を変えて試技した）と解釈して違反とする。再検査を受ける必要はないが、からんだ糸をはずして競技すること。ただし、競技中に糸の「結び目」ができた場合には、そのタイム競技の終了までそのまま継続できる。

- ・審査員・審判員からけん玉及び必要な動作が見える位置で試技を行うこと。
審査員・審判員からけん玉及び必要な動作が見えない位置で試技を行っても失敗と判定する。

② 玉の穴にけん先が入る技、けん先が玉の穴に入る技（とめけん、日本一周、飛行機、宇宙遊泳、円月殺法等）別紙2項参照

- ・玉の穴にけん先が完全に入ること。
- ・けん先が玉の穴にひっかかった状態から完全に入る場合は、一連の動作の中で行うこと。
- ・けん先の先端が玉の穴の縁及びその周りに当たってからけん先が玉の穴に入る場合、一連の動作の中で行うこと。

③ 玉を皿に乗せる技、皿を玉に乗せる技（大皿、灯台、宇宙一周～地球まわし等）別紙3項参照

- ・玉が正しく皿に接触すること－皿の面の外周がすべて玉に接触すること。
- ・玉と皿の間に糸がはさまった場合は可（判定に影響しない）とする。

④ うぐいすを行なう技（うぐいす、うぐいす～けん、うぐいすの谷渡り等）別紙4項参照

- ・玉の穴を利用して玉を大皿（又は小皿）の縁に乗せ、けん先に玉を接触させる。この時、玉の穴の縁が皿の縁に正しく接触（玉の穴の縁が皿の縁の稜部分と皿のエッジ部分に接触する）し、且つけん先に玉が接すること。

ただし、けん先と玉の接触が見られない場合でも、玉がけん先に触れることが可能な位置関係、すなわち、演技者の正面（演技者の反対側に向いている皿側）から見て、けん先と玉が重なる位置関係にあること（大皿極意、小皿極意との違い）。また、うぐいすを行った時、玉の穴の縁と皿の縁の間に糸がはさまった場合は可（判定に影響しない）とする。

⑤ うらふりによる技（うらふりけん等）別紙5項参照

- ・けん玉の一部でも、肩幅の範囲から外に出てはならない。
- ・肩幅は、審査員・審判員が演技者の正面から見た場合の幅とする。
- ・成功の瞬間、正面の審査員・審判員に玉の穴が確認できること。

⑥ けん先すべりによる技（けん先すべり、けん先おもてうらすべり等）別紙6項参照

- ・玉の穴の縁がけん先に接触し、且つ玉の面の一部が皿胴に接触した状態で玉をけん先と皿胴に乗せること。
 - ・玉は糸の出ている側の「けん先と皿胴」に乗せること。ただし「けん先おもてうらすべり」の場合、「うらすべり」を行う時は玉を糸の出ている側の「けん先と皿胴」に乗せるものとする。
 - ・玉の穴にけん先が入るまでの間、玉がけん先から離れてはならない。
 - ・玉の穴の縁がけん先上を滑る状態で玉の穴にけん先が入ること。
 - ・玉が「けん先と皿胴」に乗った時、及び玉の穴にけん先が入る直前まで、少なくともけんの先端側の穴の縁がけん先に接触していること。
- ⑦ つるし技（つるしとめけん、つるし一回転灯台、つるし一回転飛行機等）別紙7項⑤参照
- ・片手のみで技を行うこと。
 - ・つるした時、糸を指に掛けてはならない。また、糸を余らせてつまんではならない。
 - ・つるした時、玉の中心が「けん先端と中皿のふち」の間の範囲にあること。
- ⑧ 極意の技(すべり止め極意 等)
- ・すべり止め極意 玉の穴を利用して玉をすべり止めに乗せる。
 - ・中皿極意 玉の穴を利用して玉を中皿の縁に乗せる
 - ・大皿極意 玉の穴を利用して玉を大皿の縁に乗せる。
 - ・小皿極意 玉の穴を利用して玉を小皿の縁に乗せる。
 - ・各極意技は相当するすべり止め又は皿の縁（皿の縁の稜部分と皿のエッジ部分）に玉の穴の縁が正しく接触し静止させること。
 - ・大皿極意、小皿極意はけん先に玉が接することがない状態とすること。
けん先と玉の接触が見られない場合でも、玉がけん先に触れることが可能な位置関係、すなわち、演技者の正面（演技者の反対側に向いている皿側）から見て、けん先と玉が重なる位置関係にないこと。（うぐいすとの違い）。
極意技を行った時、玉の穴の縁と皿の縁の間に糸がはさまった場合は可（判定に影響しない）とする。
- ⑨ 静止技で終了する技（灯台、うぐいす、すべり止め極意等）
- ・審査員・審判員の「成功」の合図（発声又は動作）があるまで技の最終形のままけん玉及び体を静止させておくこと。
- ⑩ 玉を持つ技の最終形でけん先が玉の穴に入る技（飛行機、さか落とし、はねけん、つるし一回転飛行機～はねけん等）
- ・最終形でけん先が玉の穴に完全に入っていれば、玉を持った手がけんに触れてもよい。ただし、玉を持つ技を含む連続技の途中では、けん先が玉の穴に入る時、玉を持つ手がけんに触れた時点で失敗とする。

2-2 動作上のルール

下記の動作上の禁止事項が試技中に確認できた場合、審査員・審判員はその試技を失敗と判定する。

① 動作中断の禁止

- ・試技を開始した後は、動作を中断してから改めてやり直してはならない。
- ・反動をつけたり、リズムをとるために動作を反復する（単純な繰り返し動作に限る）ことは可とする。
- ・灯台等、静止技の完了した状態から次の技の動作に移行する間に動いたけん又は玉を再び静止させ

ることは、動作の中断とは見なさない。ただし、故意に行ったと判断される場合は、動作を中断した（修正）と見なす。

- ・ 試技の開始及び中断の判断は審査員・審判員の判定に従うこと。

② 連続技における修正行為の禁止

- ・ 技から技へ移行する間（例：はねけんを行う際、飛行機完了からはねけん開始までの間）に、けんと玉の相対位置関係を変化させてはならない。
- ・ 技から技へ移行する間に、手首ひねり（けん又は玉を持つ手の手首を動かしてけん玉の向きを調整すること）は一度まで認める。ただし、けんと玉の相対位置関係が変化しないこと。
- ・ 手、けんあるいは玉にからんだ糸が自然にはずれた場合は不問とする。ただし、糸を故意にはずした場合は修正行為と見なす。
- ・ 灯台等、静止技の完了した状態から次の技の動作に移行する間に動いたけん又は玉を再び静止させることは、修正行為とは見なさない。ただし、故意にけん又は玉を動かしたと判断される場合は、修正行為と見なす。
- ・ 技から技へ移行する間に、けんや玉の握りを修正（指を離す、指をずらす、若しくは新たに添える等）してはならない。ただし、一周技（世界一周等）については、この項目を適用しない。
- ・ 技から技へ移行する間に、例えば「はねけん」で、玉の穴に入っているけん先を投げ上げて抜こうとしたが抜けなかったため、再度これを試みた場合など、あきらかに技の一連の流れを止める動作は技をやり直したと見なす。

③ 完全静止の実行

- ・ 静止技で終了する場合（灯台、うぐいす、すべり止め極意等）は、審査員・審判員の「成功」の合図（発声又は動作）があるまでけん玉と体を静止させること。なお、静止時間の目安は「3秒」とする。
- ・ 静止技から次の技に移行する（うぐいすの谷渡り、つるし一回転灯台～とんぼ返り等）場合は、一度けん玉と体を静止させてから次の技に移行すること。なお、この場合の静止時間の目安は「1秒」とする。

④ 最終形の保持

静止技以外の技については、審査員・審判員の「成功」の合図（発声又は動作）があるまで最終形を保持すること（静止はしなくてもよいが審査員・審判員からけん玉の見える位置にあること）。

2-3 その他のルール

① 不必要な接触の禁止

- ・試技中に身体、衣服、床、その他に必要なものにけんや玉が触れてはならない。ただし、糸が身体、衣服、床、けん玉に触れることは問題としない。また、技を行う上で、必須では無い糸を持つての試技はしてはならない。(例：糸を持って一周技を行うのはルール違反)

② 規定時間の厳守

A、級・段位審査の場合

- ・試技時間の目安は、審査員の試技開始合図から、15秒以内に試技を開始し、40秒以内に試技を終了することとする。
- ・審査員は試技時間に関し状況に合わせて弾力的に運用できる。ただし、審査員は受審者が不当に長い時間をかけて試技を行ったと判断できる場合あるいは試技時間をかけても成功の見込みがないと判断した場合、審査員はその試技を失敗と判定し、受審者に指導を行う。

B、公式戦の場合

- ・主審の試技開始合図から、15秒以内に試技を開始すること。
- ・主審の試技開始合図から、40秒以内に試技を終了すること。
- ・試技の規定時間に違反した場合には失敗と判定する。
- ・規定時間は、主催者・審判長により随時変更されることがある。

③ 練習行為の禁止

A、級・段位審査の場合

- ・技量認定試験中、各種目1回目の試技開始後規定回数成功または10回目の試技終了までの間の練習行為は認めない。

B、公式戦の場合

- ・呼び出しを受けて試合場内に入ったときから試合場を去るまでの間、練習行為、静止技にて玉やけんを乗せる位置を実際にけん玉を使って確認するなどの行為(例えば、すべり止め極意にて、玉を乗せる位置を実際に玉をけん玉に接触させて確認する行為)を行ってはならない。練習行為を行った選手に対して審判員は注意を与える。

④ 試技中のけん玉の故障の処置

試技中に糸が切れてしまった場合、あるいはけん玉や糸がはずれてバラバラになった場合は、その試技を失敗とする。この場合、審査員・審判員に申請し許可された後、けん玉の修理或いは交換を行うことができる。この後、改めて審査員・審判員によるけん玉検査を受け、合格しなければ、引き続き試技を行うことはできない。

2-4 もしかめのルール

- ・「もしかめ」は、1回の試技にて中断、落球することなく継続して規定回数を行うこと。
- ・回数：玉が1回皿から皿へ移動したときに「1回」と数える。ただし、2回連続で同じ皿に乗ったときは、その時点で「失敗」とする。
- ・玉が皿に乗る時は、確実に皿の面の外周が全て玉に接触していること。皿の面の外周の一部のみに玉が当り、そのまま次の皿に玉を移動させた場合は、正確に玉が皿に乗ったとは見なさず、これを2回(2皿)続けた場合は失敗と判定する。
- ・速さ：1級、準初段位及び段位認定のもしかめ回数認定及び公式戦における「もしかめ」の速さは、1分間に135回以上であること。

2-5 タイム競技のルール

- ・規定の技を順序通り正しく行い、全種目終了までの速さを競うものである。技を失敗したら何度でも成功するまでやり直して進めること。
- ・タイム競技における「試技」とは、タイム競技の種類に応じて定められた技を順序通りすべて行うことを指す。
- ・玉の穴にけん先が入る技及びけん先が玉の穴に入る技は、けん先が玉の穴に完全に入ること。
- ・玉を皿に乗せる技又は皿を玉に乗せる技は、皿の面の外周がすべて玉に接触すること。
- ・玉と皿の間に糸がはさまった場合は可（判定に影響しない）とする。
- ・うぐいすは玉の穴を利用して玉を大皿（又は小皿）の縁に乗せ、けん先に玉を接触させる。この時、玉の穴の縁が皿の縁に正しく接触（皿の縁の稜部分と皿のエッジ部分が玉の穴の縁に接触する）し、且つけん先に玉が接すること。
ただし、けん先と玉の接触が見られない場合でも、玉がけん先に触れることが可能な位置関係、すなわち、演技者の正面（演技者の反対側に向いている皿側）から見たとき、けん先と玉が重なる位置関係にあること。（大皿極意、小皿極意との違い）。別紙4項参照
「うぐいす」を行った時、玉の穴の縁と皿の縁の間に糸がはさまった場合は可（判定に影響しない）とする。
- ・タイム競技における静止技は、けんと玉の必要な部分が正しく接触すれば技を静止させる必要はない。
- ・タイム競技中に糸が切れてしまった場合、あるいはけんや玉や糸がはずれてバラバラになった場合はその試技を失敗とする。
- ・タイム競技の技及びその順番は必ず記憶しておくこと。試技中、演技者はタイム競技の技及び順番を誰からも教えてもらってはならない。

3. けん玉の持ち方及び動作の表現

3-1 けん玉の持ち方

基本的なけん玉の持ち方を下記に示す。

① 大皿（小皿・中皿）の持ち方」別紙7項①参照

- ・大皿（中皿）に玉に乗せる時は、中皿を上、大皿を手前に向け、親指と人さし指でけんの皿胴の直ぐ上（中皿側）の部分を持つ。このとき親指を大皿側にしてけんを持ち、残りの中指、薬指を小皿に添える様にする（小指は必要に応じて小皿に添える）。
- ・小皿に玉に乗せる時は、小皿を手前に向け、親指を小皿側にして大皿に玉に乗せる時と同様の方法でけんを持つ。

② 「ろうそくの持ち方」別紙7項②参照

- ・中皿を上、小皿又は大皿を手前に向け、親指、人さし指、中指でけん先を持ち、薬指、小指は必要に応じてけん先に添える。このとき親指を手前側にしけん先を持つこと。
- ・玉を連結する糸はけんを持つ手の反対側の皿胴の糸穴から出ていること。

③ 「とめけんの持ち方」別紙7項③参照

- ・けん先を上、大皿又は小皿を手前に向け、親指と人さし指でけんの皿胴の直ぐ下（中皿方向）部分を持つ。このとき親指を手前側にしけんを持ち、残りの中指、薬指、小指は必要に応じてけんに添える。

- ・玉を連結する糸はけんを持つ手の反対側の皿胴の糸穴から出ていること。
- ④ 「玉の持ち方」別紙7項④参照
 - ・玉の穴を上側にして、親指と人さし指で玉の一番太い部分の付近を持ち、残りの中指、薬指、小指は必要に応じ玉に添える。
- ⑤ 「つるし技の持ち方」別紙7項⑤参照
 - ・糸の中程を親指と人さし指又は中指でつまみ、けん玉をつるして持つこと。
 - ・けん玉をつるした時、糸を指に掛けてはならない。また、糸を余らせてつまんではならない。
 - ・けん玉をつるした時、玉の中心が「けん先端と中皿の縁」の間の範囲にあること。
- ⑥ 「極意技の持ち方」別紙7項⑥参照
 - ・けん先を手のひら側にし、糸の出ている側の皿胴を下にして片手でけんの小皿と大皿を挟む様
持つ。
 - ・けん先に手が触れても良いが皿胴より中皿側のけんに触れてはならない。
- ⑦ 「掛け軸の持ち方」別紙7項⑦参照
 - ・親指を除く4指を合わせ（必ずしも4指を密着させる必要はない。また、合わせた4指を湾曲し
ても良い）、けん先を上にしてけんを手の甲側にし、大皿皿胴下を人差し指の親指側の側面に掛け
る
 - ・けんを掛ける位置は、人差し指の先端から親指の付け根の間であればどの位置でもよい。ただし、
親指は皿胴に触れてはならない。
- ⑧ 「うずしお技の持ち方」別紙7項⑧参照
 - ・糸の中程を人さし指または中指に掛けて、糸の出ている側の皿胴を上にして、且つけん尻が手前
に向くようにして、けん先が玉の穴に入った状態のけん玉をつるすこと。
 - ・けん玉をつるして構えている時、親指（又は人さし指）で糸を押さえていてもよい。
 - ・けん玉をつるした時、けん先が玉の穴から抜けないこと。

3-2 動作の表現

基本的な動作の表現を下記に示す。 別紙8項参照

すべて演技者から見た方向を示す。

① 方向を示す表現

前 : 前方に離れる方向。

手前 : 演技者側、あるいは演技者側に近づく方向。

向こう側 : 演技者から前方に離れる方向－けん玉を保持する位置よりさらに前方に離れる方向。

手前に回転 : 玉あるいはけんの回転が演技者から見て、下から演技者の向こう側、上方向、そし
て手前に向かう方向。

向こう側に回転 : 玉あるいはけんの回転が演技者から見て、手前から上方向、そして前方に向か
う方向。

うら : 演技者から離れる方向 玉あるいはけんの回転が演技者から見て、手前側から上方向、
そして向こう側に向かう方向。ただし、通常とは反対側の位置を示す場合にも使用さ
れる（例：けん先おもてうらすべり）。

横 : 横方向（右横方向・左横方向）。

鉛直上方 : 正確に鉛直上方方向（鉛直上方とは重力の向きと反対の向き）。

- 上　　：上方向。
下　　：下方向。
斜め　：斜め方向（右斜め方向・左斜め方向）。

② 動作を示す表現

- 上げる　　：上に上げる動作。
下げる　　：下に下げる動作。
引き上げる：糸を介して玉あるいはけんを上を引き上げる動作。
振る・振り出す：糸を張った状態で玉あるいはけん（又は玉とけんの両方）を振り子の様に動かす動作。基本的に振る動作は一回で行う。
引く　　：糸を介して玉あるいはけんを手前（あるいは向こう側）あるいは上に動かす動作。
乗せる　　：玉を皿あるいはけんの一部に乗せる又は皿あるいはけんの一部を玉に乗せる動作。
入れる　　：玉の穴にけん先を入れる又はけん先を玉の穴に入れる動作。
受ける　　：入れる又は乗せる動作を示す。
投げ上げる：けんあるいは玉又はけんと玉両方を空中に投げ上げる動作。
滑らせる　：けんと玉が接触した状態でけんと玉の相対位置が変化する様に動かす（滑らせる）動作。
転がす　　：けんと玉が接触した状態を保持しながら玉をけんの上で転がす動作（滑らせるとは異なる動作）。玉を床面上で転がす動作にも用いる。
つかむ　　：いったん空中に投げ上げられた玉あるいはけんを再び持つ動作。
つるす　　：糸の中間部分を持ってけんと玉を下につり下げる状態。
つり下げる：けんを持ち、糸で玉をつり下げた状態、または、玉を持ち糸でけんをつり下げた状態あるいは糸を持ち、けん及び玉をつり下げた状態。
はね上げる：けんと玉が接触した状態からけんあるいは玉を空中に投げ上げる動作で、空中で回転させることが多い。
抜く　　：玉の穴に入っているけん先を外す動作。

(附則)

平成24年5月5日 制定

令和元年5月10日 改正